

防衛防（防）第16号
令和5年1月19日
一部改正 防衛防（防）第186号
令和5年4月5日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

防衛大臣
(公印省略)

防衛力抜本的強化実現推進本部の設置について（通達）

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。

なお、これに伴い、防衛力強化加速会議の設置について（防衛防（防）第344号。令和3年11月12日）及び早期装備化特区推進チームの設置について（防衛防（事）第12号。令和4年2月18日）は廃止する。

添付書類：別紙

防衛力抜本的強化実現推進本部設置要綱

（設置）

第1 「国家安全保障戦略について」（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）、「国家防衛戦略について」（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）及び「防衛力整備計画について」（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）（以下「防衛戦略等」という。）に示された防衛力の抜本的強化の方向性等に基づき、令和5年度以降に実施する事業等の確実な推進に向け、進捗管理を徹底し、防衛省・自衛隊が一丸となり、予算を効果的かつ効率的に執行していくため、防衛力抜本的強化実現推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

（推進本部の構成等）

第2 推進本部の構成は、次のとおりとする。

- (1) 本 部 長 防衛大臣
- (2) 本部長代理 防衛副大臣
- (3) 副本部長 防衛大臣政務官
- (4) 本 部 員 事務次官
防衛審議官
大臣官房長
防衛政策局長
整備計画局長
人事教育局長
地方協力局長
衛生監
施設監
政策立案総括審議官
サイバーセキュリティ・情報化審議官
統合幕僚長
陸上幕僚長
海上幕僚長

航空幕僚長
情報本部長
防衛装備庁長官

- 2 本部長は、推進本部における検討のため必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を本部長が主催する会議（以下「推進本部会議」という。）に参加させ、意見を述べさせることができる。
- 3 本部長は、議案の性質により本部員を限定する必要があると認めるときは、第1項に掲げる本部員のうち一部のものをもって推進本部会議を開催することができる。

（推進本部の運営）

- 第3 本部長は、推進本部会議を招集し、推進本部の部務を総理する。
- 2 本部長代理は、本部長を助け、本部長が不在の場合、その職務を代行する。
 - 3 副本部長は、本部長を助け、部務を整理する。

（事務総局）

- 第4 推進本部を補佐し、推進本部における検討に必要な事務を行うため、推進本部の下に、事務総局を置く。
- 2 事務総局の構成は、次のとおりとする。

- (1) 事務総局長 事務次官
- (2) 事務総局員 防衛審議官
大臣官房長
防衛政策局長
整備計画局長
人事教育局長
地方協力局長
衛生監
施設監
政策立案総括審議官
サイバーセキュリティ・情報化審議官
統合幕僚長
陸上幕僚長
海上幕僚長

航空幕僚長

情報本部長

防衛装備庁長官

事務総局長が指定する大臣官房審議官

- 3 事務総局長は、事務総局の会議を招集し、事務総局の事務を総括整理する。
- 4 事務総局長は、事務総局における作業を行うため必要があると認めるときは、第2項に掲げる者以外の者を事務総局の会議に参加させ、意見を述べさせることができる。
- 5 事務総局長は、議案の性質により事務総局員を限定する必要があると認めるときは、第2項に掲げる事務総局員のうち一部のものをもって事務総局の会議を開催することができる。

（総合調整事務局、事業管理事務局、会計制度事務局及び調達制度事務局）

- 第5 事務総局の事務の実施に必要な作業を行い、事務総局における取組を補佐するため、事務総局の下に総合調整事務局、事業管理事務局、会計制度事務局及び調達制度事務局（以下「各事務局」という。）を置く。
- 2 総合調整事務局は、防衛政策局防衛政策課長を事務局長とし、防衛力の抜本的強化の基本方針に関する全般調整及び情報発信等に係る作業を行う。
- 4 事業管理事務局は、整備計画局防衛計画課長を事務局長とし、防衛戦略等示される我が国の防衛上必要な7つの機能・能力をはじめとする主要事業等の総合調整に係る作業を行う。
- 5 会計制度事務局は、大臣官房会計課長を事務局長とし、会計制度に関する総合調整の事務に係る作業を行う。
- 6 調達制度事務局は、防衛装備庁装備政策部装備政策課長を事務局長とし、事務総局が行う事務のうち調達制度に関わる総合調整に係る作業を行う。
- 7 会計制度事務局及び調達制度事務局は、会計制度及び調達制度が密接不可分のものとして一体的に企画されるべき性質があることに鑑み、作業に当たっては緊密に連携するものとする。
- 8 各事務局の事務局長（以下「各事務局長」という。）は、各事務局

の事務を総括整理する。

- 9 各事務局の構成員は、各事務局長が別に指定し、事務総局に報告する。

（作業チーム）

第6 事務総局長は、事業管理事務局の下に、事務管理事務局の主要事業等の進捗管理に必要な作業を行うため、複数の作業チームを置くことができる。

- 2 作業チーム長は、事務総局長が指定する。

- 3 作業チームの構成員は、関係部局と調整の上、作業チーム長が別に指定し、事務総局に報告する。

- 4 作業チームは、総合調整事務局、会計制度事務局及び調達制度事務局から関係者の出席、資料の提出等の依頼があった場合は、これに協力するものとする。

（関係部局の協力）

第7 関係部局は、推進本部、事務総局、各事務局又は作業チームから関係者の出席、構成員の指定、資料の提出等に関し依頼があった場合には、これに協力するものとする。

（情報の保全）

第8 推進本部、事務総局、各事務局及び作業チームの構成員並びに第7の規定により協力を求められた関係部局の職員は、検討への参画を通じて知り得た情報について、秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）その他の関連規則に基づき適切な情報の保全を図るものとする。

（庶務）

第9 推進本部、事務総局及び総合調整事務局に関する庶務は防衛政策局防衛政策課、事業管理事務局に関する庶務は整備計画局防衛計画課、会計制度事務局に関する庶務は大臣官房会計課、調達制度事務局に関する事務は防衛装備庁装備政策部装備政策課において処理する。

（委任規定）

第10 第1から第9までに定めるもののほか、推進本部の運営に関し

必要な事項は本部長が、事務総局及び各事務局の運営に関し必要な事項は事務総局長が、作業チームの運営に関し必要な事項は総合調整事務局長、会計制度事務局長及び調達制度事務局長と調整の上、事業管理事務局長がそれぞれ定める。